

訪問看護ステーションさつき 重要事項説明書

様（又は家族等）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人社団 三思会
代表者	理事長 野村直樹
法人所在地 (連絡先・電話番号等)	〒243-8571 神奈川県厚木市船子 232 番地 TEL : 046-229-1771 FAX : 046-228-0396
設立年月日	1995 年 4 月 7 日

2. 利用者に対してサービス提供をする事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションさつき
事業所番号	1462990000 号
事業所所在地 (連絡先・電話番号等)	〒243-0034 厚木市船子 322-1 TEL : 046-228-6556 FAX : 046-228-6557 E-Mail : satsuki@tomei.or.jp
担当者名	田中 和子
通常のサービス提供地域	(全域) 厚木市、愛川町、清川村、海老名市、伊勢原市 (一部) 平塚市、相模原市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会医療法人社団 三思会が設置する訪問看護ステーションさつき(以下ステーションと言う)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び家族等の意志及び人格を尊重します。要介護状態若しくは要支援状態にある、又は病気や障害等により自宅等において療養を受ける状態にある利用者の立場に立った適切な指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1, ステーションは介護保険法及び健康保険法の関係法令等(以下、法令と言う)の規定に従い、利用者が可能な限りその自宅等において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

	<p>2, 利用者の要介護状態又は療養状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。</p> <p>3, 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。</p> <p>4, 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>5, 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供等を行うものとします。</p> <p>6, 適正かつ質の良いサービスを提供するために、職員への研修を実施します。</p> <p>7, 前6項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。</p>
--	--

(3) 事業所の営業日及び営業時間、休業日

職種	看護師	理学療法士等
営業日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）	

(4) 事業所の職員体制

管理者氏名	看護師 田中和子
-------	----------

職	職務内容	人員数
管理者	<p>①主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるように必要な管理を行います。</p> <p>②訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>③職員に、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>	常勤1名
看護職員	<p>①訪問看護の提供に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。</p> <p>②主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得て交付します。</p> <p>③訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>④利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、利用者又は家族等に対し理解しやすいように適切な指導、説明を行います。</p> <p>⑤訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	常勤換算2.5人以上

理学療法士等	<p>①訪問看護(在宅おけるリハビリテーション)の提供に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。</p> <p>②主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得て交付します。</p> <p>③訪問看護(在宅おけるリハビリテーション)の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>④利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、利用者又は家族等に対し理解しやすいように適切な指導、説明を行います。</p> <p>⑤訪問日、提供した看護内容(在宅おけるリハビリテーション)等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	必要に応じ雇用し配置
事務職員	①介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤1名以上

3 申し込みからサービス開始までの流れ

- (1) 訪問看護は利用者の居宅(自宅等)において、看護師その他省令に定める者が訪問して『病気や障害のために支援を必要とされる方』の看護を行うサービスです。
- (2) サービス提供にあたっては計画的な医学的管理を行っている主治医の治療方針、介護支援専門員の居宅サービス計画又は相談支援員のサービス利用計画に沿い、他のサービスと連携しながら看護を提供し、利用者の機能維持、回復等を図るよう適切に実施いたします。
- (3) 訪問看護を利用する場合には、主治医の訪問看護指示書が必要です。ステーションは主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- (4) サービスを提供した際は、あらかじめ定めた『訪問看護計画実施表』の書面に必要事項を記入して利用者の確認をいただきます。
 - ①介護保険の訪問看護サービスの利用日は介護支援専門員からのサービス提供表をご参照ください。
 - ②医療保険の訪問看護サービスは週3日までを上限とし、1回の訪問時間は30～90分までです。ただし厚生労働大臣が定める特例もありますのでご相談ください。

4 提供するサービス内容及び留意点、費用について

- (1) 提供するサービス内容
 - ①病状、障害、全身状態の観察
 - ②身体の清潔
 - ③食事や排泄等の日常生活の相談、支援
 - ④皮膚トラブルや褥瘡の予防、処置
 - ⑤看護師や理学療法士等によるリハビリテーション
 - ⑥カテーテル等の医療的管理
 - ⑦ターミナルケア
 - ⑧療養生活や介護方法の指導、助言
 - ⑨認知症患者の看護
 - ⑩精神科疾患患者への看護
 - ⑪その他医師の指示による医療処置

(2) 職員の禁止事項

ステーション職員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族等の金銭の貸借、通帳や書類等の金銭に関わる取り扱い
- ②物品や飲食の授受
- ③利用者の同居家族等に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、負担額及びその他の費用は利用料金表（別表）の通りです。

- ①利用料金表の金額は、介護保険又は医療保険の法廷利用料に基づく金額です。
- ②保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合、保険制度外のサービス提供を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることとなります。）
- ③負担金は月末締めで、翌月中旬頃に 1 ヶ月分まとめてお支払い頂くようになっております。領収書はお支払いを確認し、引き換えに発行いたします。振り込みでのお支払いにすることも可能ですので、お申し出ください（手数料は利用者負担となります）。
- ④医療保険での訪問の場合は交通費を徴収いたします。又介護保険の場合でも実施地域を超える場合は交通費実費が発生いたします。
- ⑤車で居宅まで訪問させて頂くので、駐車場の確保にご協力ください。駐車場の確保等が難しい場合はご相談させてください。

5 サービスの提供にあたってのお願い

- (1) 各種保険証や医療受給者証等、介護保険被保険者証に記載した内容を毎月確認させていただきます。これら保険証や受給者証等の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。
- (2) 主治医の指示ならびに「サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者等の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明しますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は利用者の心身の状態や意向等の変化により、必要に応じて変更することが可能です。
- (4) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護計画実施表」の書面に必要事項を記入して、利用者の確認をさせていただきます。
- (5) 看護師等は保険制度上、医師の指示のもと、利用者の心身機能を維持回復、療養上の世話や診療の補助、リハビリテーション等を行うこととされています。身体に触れることをご了承ください。
- (6) サービス提供に関する具体的な指示や命令は全てステーション管理者が行いますが、実際のサービス提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (7) ステーションは完全受け持ち体制をとっていません。看護師等が訪問に伺いサービスを提供しま

すので、職員の指名はできません。又、男性職員の受け入れ等にもご協力、ご了承ください。

- (8) 看護師等が体調不良等で訪問担当が変わる場合があります。ご了承ください。
- (8) 看護師等が安全にケアを行うために、ケア実施中はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ、居室以外の場所への移動等、ご配慮ください。
- (9) 交通事情、気象状況、利用者の急変の対応等で時間に間に合わない、やむを得ない事情でサービス提供時間や日を変更させていただく場合もあります。ご了承ください。15分以上の遅れ、変更などはご連絡いたします。
- (10) 利用者等がサービス利用をキャンセルする際には、できるだけサービス利用日の前日までにご連絡ください。もし当日9時以降にキャンセルされた場合は、利用者負担の支払額または交通費実費をお支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。ただし利用者の容態の急変等やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は頂きません。

6 虐待・身体拘束の防止について

ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催しその結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の指針を整備します。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- (4) ステーションは利用者が成年後見制度を利用できるように支援します。
- (5) サービス提供中に、ステーション従事者又は擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待・身体拘束の防止に関する責任者：管理者 田中和子

7 衛生管理について（感染対策）

ステーションにおいて感染症等が発生し、又は蔓延しないように次に掲げるとおり措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。
- (3) ステーションにおける感染症等の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) ステーションにおける感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 業務継続に向けた取り組みの強化について（業務継続計画の策定）

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する

ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知徹底を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 ハラスメントについて

職員はステーションの財産です。現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) ステーション内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為上記は当該法人職員、関係事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する研修等を実施します。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

10 秘密の保持と個人情報保護について

（秘密の保持）

- (1) ステーションは利用者に対する個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) ステーション及び職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者等の秘密を正当な理由なく漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了後においても継続します。
- (4) ステーションは職員に業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるために、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべく旨を職員との雇用契約の内容としています。

（個人情報の保護）

- (1) ステーションは利用者等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いません。
- (2) ステーションは利用者等に関する個人情報が含まれる記録物（書面ほか、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) ステーションが管理する情報については、利用者等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場

合は利用者負担となります。

11 苦情のご相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当ステーション 利用者様相談コーナー	TEL：046-228-6556 FAX：046-228-6557 相談員（管理者）：田中 和子 対応時間：午前9時～午後5時
-----------------------	--

公的機関においても、相談や苦情申し出ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠町 27-1	045-329-3447	(苦情専用)0570-022110
厚木市 介護福祉課	厚木市中町 3-17-17	046-225-2240	
愛川町 高齢介護課	愛川町角田 251-1	046-285-6938	
清川村 保健福祉課	清川村煤ヶ谷 2216	046-288-3861	
伊勢原市 介護高齢課	伊勢原市田中 348	0463-94-4722	
市（窓口）	(所在地)	(TEL)	

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者等に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者等が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医師名： _____
	医療機関： _____
	TEL： _____
家族等	氏名： _____ 続柄又はご関係： _____
	住所： _____
	TEL： _____

13 事故発生時の対応方法について

利用者等に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者等、市町村、利用者等に係る他の事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、利用者等に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

市町村（保険者）窓口	所在地： _____
	TEL： _____
	受付時間： _____
居宅介護支援事業所	事業所名： _____
	所在地： _____
	TEL： _____
	担当者名： _____

14 加算、理学療法士等の訪問について

介護保険及び医療保険の加算、理学療法士等の訪問については契約書及び料金表をご参照ください。

15 看護学生等の実習について

看護学生等の実習同行を（ 認める ・ 認めない ）

16 サービス内容及び重要事項の説明に対して同意する

同意日 年 月 日

事業者

ステーションは、利用者に対する居宅サービスの提供開始に当たり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明し、これを交付しました。

【事業所名称】 訪問看護ステーションさつき

【所在地】 厚木市船子 322-1

【説明者】 氏名 _____

ご利用者

私は、サービス内容及び重要事項について文章に基づいて、事業者から説明を受け、同意し、ここに交付を受けました。

【ご利用者】 氏名 _____

住所 _____

【家族の代表・立会人】 氏名 _____

住所 _____